【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2019年７月１日
【会社名】	株式会社マツオカコーポレーション
【英訳名】	MATSUOKA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ　松岡　典之
【本店の所在の場所】	広島県福山市宝町４番14号
【電話番号】	（０８４）９７３－５１８８（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部　課長　深川　道宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋馬喰町２丁目３番２号
【電話番号】	（０３）５６５２－８８９５
【事務連絡者氏名】	経営企画部　課長　深川　道宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、2019年６月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年６月27日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金50円　　総額　499,832,400円

ロ　効力発生日

2019年６月28日

第２号議案　定款一部変更の件

新規事業に参入するため、現行定款第２条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

第３号議案　取締役６名選任の件

松岡典之、西脇徹、内田修平、山口哲司、江島貴志及び中川康明の６氏を取締役に選任するものであります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の内、社外取締役を除く松岡典之、西脇徹、内田修平及び山口哲司の４氏に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬枠とは別に年額48百万円以内で、かつ当社の普通株式の総数は年15千株以内で新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役、鎌田登氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会の決議に一任するものであります。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、再任される取締役、松岡典之、西脇徹及び内田修平の３氏及び本総会後も引き続き在任する監査役、郷英訓、栗山文宏の両氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をするものであります。

なお、その支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、具体的な金額、方法等は取締役については取締役会、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金の処分の件	83,994	2,908	0	(注) 1	可決　96.05
第２号議案 定款一部変更の件	84,001	2,901	0	(注) 2	可決　96.06
第３号議案 取締役６名選任の件					
松岡　典之	83,958	2,940	4	(注) 3	可決　96.01
西脇　　徹	83,924	2,974	4		可決　95.97
内田　修平	83,995	2,903	4		可決　96.05
山口　哲司	83,983	2,915	4		可決　96.04
江島　貴志	83,979	2,919	4		可決　96.04
中川　康明	83,983	2,915	4		可決　96.04
第４号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	80,839	6,063	0	(注) 1	可決　92.44
第５号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	76,114	10,788	0	(注) 1	可決　87.04

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上